

大井町パブリックコメント実施要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、町の重要な施策の決定過程における透明性の向上及び町民参加の機会の拡大を図り、もって公正で開かれた町政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、町の重要な施策の決定の過程において当該施策の案を公表し、町民から意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

（対象施策）

第3条 実施機関は、次に掲げる施策（以下「対象施策」という。）についてパブリックコメントを実施するものとする。

- （1）基本構想、基本計画その他町政の各分野における基本的な計画、指針等の策定又は改定
- （2）町の基本的な制度及び広く町民一般に適用される権利の制限又は義務の賦課（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）に関する制度の制定又は改廃
- （3）その他実施機関が必要と認めるもの

（略）

（施策案等の公表）

第5条 実施機関は、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象施策の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- （1）施策案の概要
- （2）施策案の趣旨、目的及び背景
- （3）町民が施策案を理解するために必要と認められるもの

（公表の方法）

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、公表すべきものが相当量ある場合その他正当な理由がある場合は、代替の方法を明らかにして、公表の方法を変更できるものとする。

- （1）町のホームページに掲載する方法
- （2）施策案等の担当課において閲覧に供する方法
- （3）その他実施機関が適当と認める方法

(意見の提出)

第7条 実施機関は、第5条の規定による公表を開始した日から14日以上の期間を定めて、当該施策案についての意見の提出(以下「意見提出」という。)を求めるものとする。ただし、14日以上の期間を設けることができない特別の事由があるときは、実施機関は、14日未満の期間とすることができるものとする。

2 意見提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 郵便(メール便を含む)

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する窓口への書面の提出

(5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見提出を行うものは、氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名を明らかにするものとする。ただし、実施機関が特に認めた場合は、この限りでない。

(意見の処理)

第8条 実施機関は、意見提出により受けた意見を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、大井町情報公開条例(平成13年大井町条例第26号)第5条に規定する非公開情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 意見提出により受けた意見の概要

(2) 意見提出により受けた意見に対する実施機関の考え方

(3) 施策案の修正を行ったときは、修正した内容

(4) 前条第2項各号に掲げる方法それぞれの意見提出者数及び提出された意見数

3 前項の公表の方法については、第6条の規定を準用する。

(略)